

審議会等設置状況

(令和 6年 4月 1日 現在)

基本情報

審議会等の名称	嬉野市公共施設等管理計画策定委員会
設置の根拠	嬉野市公共施設等管理計画策定委員会条例(平成18年条例第115号)
担当事務	次に掲げる事項について検討を行い、その結果を市長に報告すること。 (1) 公共施設等の管理計画の策定及び見直しに関する事項 (2) 公共施設等の更新、統廃合、長寿命化等に関し必要な事項 (3) その他前2号に掲げる事項に関し市長が必要と認める事項
委員数	7人以内
委員の任期	委嘱された日から市長への担当事務の報告が終了するまでの期間
所管課	財政課 資産管理グループ (電話番号 0954-66-9114)

委員名簿(順不同・敬称略)

	氏名	所属・経歴等	任期
1			
2			
3		必要に応じ、そのつど委嘱される	
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			